



神奈川県税務署からのお知らせ



【問合せ先】神奈川県税務署 〒222 - 8550 港北区大豆戸町 528 番 5 TEL045 (544) 0141 (代表)

※ お電話は、自動音声によりご案内しており、担当者がご用件にお答えします。

所得税及び復興特別所得税・贈与税・消費税及び地方消費税

申告書作成会場の開設期間

開設期間	会場所在地	時間
令和2年 2月17日(月) ~ 3月16日(月) (土、日、祝日除く) ただし、2月24日(月)及び3月1日(日)は開場します。	神奈川県税務署 港北区大豆戸町 528 番 5	【提出】 8時30分から17時まで 【相談】 9時15分から17時まで 受付は16時まで

- 上記期間以外は、税務署の申告書作成会場は開設していません。
- 会場の混雑状況等により、長時間お待ちいただくこともあります。また、受付を早めに終了する場合がありますのでご了承ください。
- 税務署の駐車場は狭いため、お車での来署はご遠慮ください。
- マイナンバーに係る本人確認書類(①マイナンバーカード又は②通知カードなどの番号確認書類及び身元確認書類)の提示又は写しの添付が必要です。

令和元年分の申告と納税の期限

- 所得税及び復興特別所得税・贈与税
令和2年3月16日(月)
- 消費税及び地方消費税
令和2年3月31日(火)

会場は混雑しますので、ID・パスワード方式を利用したご自宅からのe-Tax申告がおすすめです。

税理士による無料申告相談

～ 申告書を作成できます ～

期間	会場	所在地	時間
2月4日(火) ～ 2月5日(水)	神奈川県役所 本館地下1階 研究室	神奈川県川崎市広台太田町 3-8	9時30分～15時 〔12時～13時は 昼休憩です。〕
2月6日(木) ～ 2月7日(金)	日吉本町西町会「いきいき会館」2階 ※上履きをご持参ください	港北区日吉本町 5-3-1	

※ 早朝からの来場はご遠慮ください。

- 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書(土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合を除く。)を作成して提出できます。
- 申告書等の提出のみの場合は、直接税務署にお持ちいただくか、郵送にてご提出ください。
- ご来場の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告に必要な書類、筆記具、計算器具、印鑑及びマイナンバーに係る本人確認書類(①マイナンバーカード又は②通知カードなどの番号確認書類及び身元確認書類)の写し等をご持参ください。
- 相談会場には駐車場がありませんので、お車での来場はご遠慮ください。
- 会場の混雑状況等により、受付を早めに終了する場合がありますのでご了承ください。